

次の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 業務概要

(1) 業務名

観光促進事業「今こそ しずおか 元気旅」の利用促進に向けた情報発信業務委託

(2) 業務目的

「今こそ しずおか 元気旅」を活用し、首都圏（神奈川県及び東京都等）、中京圏（愛知県、岐阜県、三重県）及び中央日本四県（静岡県、山梨県、長野県、新潟県）からの更なる誘客促進を図るため、本県観光地等の魅力発信やPRを行う。

(3) 契約限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約期間

契約締結の日から令和4年12月31日まで（感染状況や事業実施状況等によって、委託期間が変更となる可能性があることに留意すること。）

3 応募資格

次の(1)から(9)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社、支社又は営業の拠点を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(9) 静岡県における一般業務委託に係わる競争入札参加資格を有すること。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課

電話番号 054-221-3734

(2) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和4年5月24日（火）から令和4年6月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県観光交流局ホームページ上

(3) 提出書類等

ア 提出書類 公募要領による。

イ 提出期限 参加申込書：令和4年6月6日（月）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

企画提案書：令和4年6月9日（木）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和4年6月15日（水）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内の指定した場所

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

(1) 詳細は公募要領及び仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。